

○国土交通省告示第千三百二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第三条第三項、第四条第三項（同規則第十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる書面又は書類を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面
又は書類を定める件

建設業法施行規則（以下「規則」という。）第三条第三項、第四条第三項（同規則第十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の規定により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して一般建設業又は特定建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面又は書類は、次のとおりとする。

一 規則第三条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して一般建設業の許可を申請する者が

提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面はイに掲げる書面とし、規則第十三条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面はロに掲げる書面とする。

イ 次に掲げる書面

- (1) 規則第三条第二項第三号に掲げる書面のうち建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十七条第五項の第二次検定の合格証明書
- (2) 規則第三条第二項第四号に掲げる書面

ロ 次に掲げる書面

- (1) 規則第十三条第二項第二号に掲げる書面のうち建設業法第二十七条第五項の第二次検定の合格証明書
- (2) 規則第十三条第二項第四号に掲げる書面

一 規則第四条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して一般建設業の許可を申請する者及び規則第十三条第一項において準用する第四条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者（いずれも国土交通大臣に対して申請する者に限る。）が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書類は、当該者が法人である場合にあつては同条第一項第十号に掲げる書類とし、当該者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を

有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）にあつては同項第十一号に掲げる書類とする。

附 則

この告示は、令和五年一月十日から施行する。ただし、第一号イ(2)及びロ(2)の規定は、令和五年四月一日から施行する。